

## 狭い道、広げて安心、住み良い暮らし

### 2項道路拡幅整備事業

わたし達の身近にある道路は、安全で住みやすい環境を守るために重要で、災害時の避難や消防活動はもとより、日照や通風、採光を確保するための空間として、大切な役割を果たしています。そのため、道路幅員が4mに満たない狭い道路を拡幅整備していく必要があります。

このため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ「災害に強いすまい・まちづくりを推進するとともに、住宅の良好な更新を図る」ことを目的として、今年度、路地・まち再生事業に取り組み、その一環として、2項道路拡幅整備事業を平成11年6月1日から実施しますのでお知らせ致します。

( 問い合わせ先・住宅局建築部審査課、電話322-5621 )

#### ☆2項道路とは

建築基準法施行当時(昭和25年11月23日)、現に建物が立ち並んでいる幅員が4m未満の道路で市長が指定した道路。この道路を「建築基準法第42条第2項に規定する道路(2項道路)」と言っています。この2項道路に面して建物を建築される際には、原則道路の中心から両側に2mの線を道路境界線とみなすことになっています。

#### ☆事業概要について

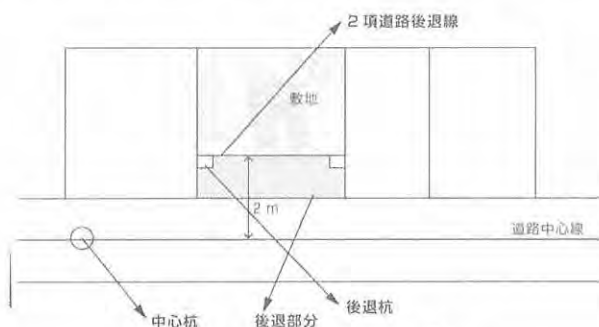
##### ○後退杭の設置

2項道路に面して建物を建築する際に「2項道路拡

幅整備協議書」を住宅局建築部審査課に提出していただき、2項道路の後退部分の整備、後退杭の設置等について協議を行ないます。協議完了後に後退杭を市が支給して、2項道路拡幅の実効性を高めるために後退杭の設置をお願いします。また、後退杭が設置されているかについて、建物の完了検査時に現地確認を行ないます。

##### ○中心杭の設置

2項道路の中心線は、道路拡幅するために大変重要です。平成9年秋から、「2項道路中心線確認届出書」の提出をうけて、住民の間で合意が得られた道路から順次中心線の確認を行なってきました。この平成11年度からは、「2項道路中心線確定申請書」を提出いただき、住民の間で2項道路の中心線を確定し、市章入りの中心杭を設置します。



#### 民間機関への建築確認申請が可能に

建築基準法が改正され、5月から建築確認は神戸市だけでなく、知事などが指定した民間機関でもできるようになりました。ただし、民間機関に建築確認申請をする場合は、事前に神戸市への届出が必要となります。

なお、神戸市へ建築確認申請をする場合は、これまでの手続きと同じです。

# 『安全で安心なコミュニティ活動の手引き』 が完成しました

## 『安全で安心なコミュニティづくり』って何？

「自分の身は自分で守る。自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちを持つことで災害や犯罪、事故による被害を最小限に防ぐことができるのではないのでしょうか。もちろん、“安全で安心なまち”づくりは、市民・事業者と市が役割を分担し、三者協働で進めていかねばなりません。さらに、“安全で安心なまち”を実現するためには、地域の住民、中でも、防災福祉コミュニティなどが一体になってまちづくりに取り組む『安全で安心なコミュニティづくり』が非常に大きな意味を持っています。

## 手引きはどんな内容？

手引きは54ページのA4版の冊子で、主に次の3つの章からなっています。

### 《第1章》「コミュニティ安全マップ」作成の手引き

まちの中の危険や資源を見つけて、地域の皆さんで情報を共有する地図をみんなで一緒に歩いてつくることから出発です。



### 《第2章》「コミュニティ安全計画」作成の手引き

ふだんから地域の皆さんが力を合わせてまちづくりに取り組み、そしていざ、という時にはお互い助け合って活動するためのルールをみんなで話し合って決めておきます。

安全なまちをめざして、地域独自の目標や計画を、みんなの手でつくってみましょう。

### 《第3章》「コミュニティ安全活動」実施の手引き

コミュニティ安全計画を実践するため、防災訓練をはじめとする安全活動の実施のしかたについてご紹介します。

また、他都市で先進的にすすめられている実践例についても取り上げています。



#### < 問合せ先 >

市民局市民安全推進室安全企画課(322-6238)まで  
なお、手引きの配布については、最寄りの区役所市民部総務課調査係へ。(右各区役所代表電話番号参照)

また、ご覧になりたい方は、こうべまちづくりセンター、各区図書館や市役所 1 号館 2 階の市政情報室にも置いてありますので十分にご活用ください。

#### < 各区役所代表電話番号 >

東灘区役所(841-4131) 長田区役所(579-2311)  
灘区役所(871-5101) 須磨区役所(731-4341)  
中央区役所(232-4411) 垂水区役所(708-5151)  
兵庫区役所(511-2111) 西区役所(929-0001)  
北区役所(593-1111)

## アメリカの郊外住宅事情－⑩直接民主主義の国アメリカ（最終回）

本シリーズでは、これまでアメリカの郊外の住宅事情に関わるゾーニング制度やコミュニティのあり方、法制度や慣習、あるいは土地価格設定の考え方等を紹介した。これらを通して感じたことは、常に自分達のごことは自分達で考え、行動するという思想であった。そこにはかたくなに民主主義を追い求めようとする理想主義と、一方で現実問題を解決する実践主義と呼ばれる現実主義が併存している。シリーズの最終回にあたり、それらの底辺に流れる直接民主制について簡単に説明する。

歴史的に見てもアメリカは建国以来高々200年超の国ではあるが、その背後にはヨーロッパの近代化の中で国民主権を勝ち取ろうとした市民革命での多くの犠牲者の屍が存在する。生き方の理想を現実化できなかった人々が新天地にその夢の実現化のため、命も財産も懸けて大西洋を渡って移民してきた。新天地に入植した人々は、生命と財産を守るために異質階層排斥型のコミュニティを形成し、いかなる権力にも支配されない自由と平等を約束するルールを確立したのである。これが今でも東部地域で行われているタウンミーティングの原型であり、いわゆる直接民主制である。

やがて、タウンが集まり防衛、外交、裁判の役割を担う州が創造され、タウンの代表者で議会を構成した。代表間接民主制が基本の政治形態となったが、重要なことは市民が住民投票で直接決めるという直接民主制を、州の憲法の中に保証させたのである。それは議会が議決した法律の一部または全部の改廃を求めるリファレンダム（表決権）と、イニシアティブ（直接発議権）と呼ばれる法律を議会が決めなければ、住民自らが法律を作るもので、一定の期間内に一定割合の署名を集めれば、住民投票が行われ、過半数の支持を得れば、決定される。住民投票がいかに重いかは、結果に対し議会や長に一切の修正権が認められない。それを訂正するには住民投票の手続きを再度経なければならないことになる。そこには安易な気持ちや一時の感情は許されない。賛否がしっかりと論じられ、全ての責任を住民が負う、自己責任の原則が貫かれている。

もう一つの重要な原則は、ルールなどを決める過程を住民に公開し、議論に参加できる道を開き、納得のいく形で決めるというプロセスのあり方（デュー・プロセス）にもある。多民族国家で多元主義のアメリカは、コモンロー（慣習法）の法体系をとる。国家全体

の法理念に基づく法体系はなく、訴訟における判例や、州や地域あるいは価値観を共有する集団の利益を守るために議会で法律が定められてきた。日本のように「公共の福祉」という概念が先にあるのではない。一定の集団の利益を守ることが社会通念上必要と判断されれば、それが地域住民を拘束するルールと解釈される。それを判断するのは一部の人間ではなく、デュー・プロセスの手続きに沿って定められたかどうかである。こうしたルールは、州や市で異なるのが通常であり、全国一律の考えがない。地域やコミュニティの住民の価値判断やその時代の社会正義やフェア（公正）の考え方、自分のことは自分で守るということを前提とした政治参加を含む原則が貫徹されている。19世紀のアメリカを見て「地方自治は民主主義の学校」と感心したフランスの貴族トクヴィルに、民主主義は手間がかかるといわせたゆえんはここにある。

これに対して日本は、単民族で国家が形成されてきた歴史と、明治の近代化の中で欧米先進国に追いつくために、国家が一定の基準を明示し、限られた部分だけが、地方の裁量に任せられるというどこでも同じという「金太郎飴」型である。和を重んじて争いを避ける民族性や、近代化に市民革命のような激しい運動がなかったため、自分達のごことは自分達で決めるという慣習ができなかったともいえよう。最近各地で住民投票の動きがあるが、日本では制度的には議会制間接民主主義の補完としての位置づけになっていることも十分に理解しなければならない。

そんな中で震災復興に大きな役割を果たしているまちづくり協議会方式は、住民自らまちづくり案を作り、プロセスを公開し、まちづくりの方針を決定している。まさにタウンミーティング型の直接民主制である。

21世紀は都市づくりからまちづくりの時代だといわれる。地方分権と住民主体のあり方が重要になるだろう。本シリーズで紹介したアメリカにおける都市計画の側面は、日本と歴史や慣習に大きな違いがあるが、今後のまちづくりの参考になればと期待して、本シリーズを終えたい。（了）

（神戸市都市計画局アーバンデザイン室 中山久憲）



# まちせん ライブラリーニュース

こうべまちづくりセンター図書室  
 まちづくり会館 4階・TEL 361-4523  
 開館時間：午前10時～午後6時  
 休館日：毎水曜日・年末年始

## 市政広報ビデオ

### 「神戸レポート'99」入荷

毎月第3日曜日の午後10時からSUN-TVで放映しています、市政広報番組「神戸レポート'99」が、ビデオライブラリーに入りました。ご希望の方は、いつでもご覧になれます。

今回の入荷は、平成11年4月18日と5月16日放映分です。以前の分をご覧になりたい方は、事前に予約してください。平成10年4月19日放映分から取り寄せ可能です。

まちづくり会館1階の休息コーナーでも随時放映していますので何かのときにご覧ください。

まちづくり会館図書室のビデオライブラリーには、まちづくりに関するビデオが約200本有ります。図書・資料と併せてご利用ください。

なお、ビデオについての貸出は、行っていませんのでご了承ください。

## まちづくり会館からのお知らせ

### こうべまちづくり会館 地階ギャラリーの予定

期 間	内 容・テ ー マ	主 催 者
6月3日(木)～8日(火)	光風会神戸グループ展(油彩)	光風会神戸グループ
6月10日(木)～15日(火)	安部はるみとart 楽しいなかま	安部 はるみ
6月17日(木)～22日(火)	第5回選抜兵庫県書道展	まちづくりセンター企画展
6月24日(木)～29日(火)	三滴会 こうべ書道展	三滴会
7月1日(木)～6日(火)	第14回 日本画 柏樹会展	佐野 柏樹

### こうべまちづくり会館 1階オープンギャラリーの展示

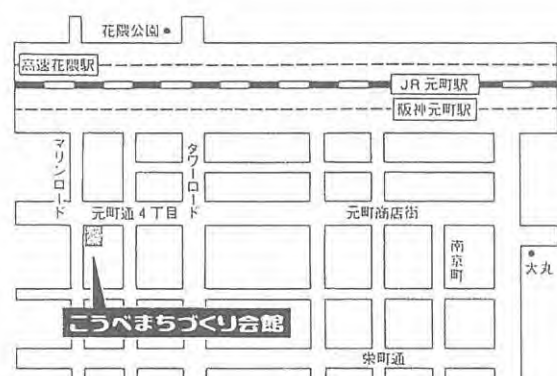
5月21日(金)～6月10日(木)	源平勇者夢のあと	こうべまちづくりセンター
6月11日(金)～6月29日(火)	防災月間展	六甲砂防工事事務所

### すまい・まちづくりのご相談は

- すまい・まちづくり人材センター  
 (こうべまちづくり会館 3F)  
 電話 078-361-4377 FAX 078-361-4584  
 受付は、月・火・木・金曜の午前10時～午後5時
- 祝日・土・日曜は  
 まちづくり相談コーナー で受け付けます  
 (こうべまちづくり会館 4F)  
 時間は、午前10時～午後5時

### 自治会活動などのご相談は

- コミュニティ相談センター(まちづくり会館4F)  
 会報等の印刷サービスや学習会へのインストラクター派遣など  
 受付は、午前10時～午後6時  
 電話 078-361-4565



〒650-0022

神戸市中央区元町通4丁目2-14

電話 078-361-4523

FAX 078-361-4546